

村山市建設工事成績評定基準

(趣旨)

第1 この基準は、村山市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第11条の規定により、工事成績評定に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するため必要な事項を定めるものとする。

(評定者)

第2 評定者は、検査要綱第4条に定める検査員及び村山市建設工事請負契約約款第10条に定める監督職員とする。

(評定の方法)

第3 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行い、工事成績評定基準（別表）により、適正かつ公平に行うものとする。ただし、1件の工事について、2人以上の検査員が検査を行う場合においては、協議のうえ評定を行うものとする。

3 前項に規定する評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

4 中間検査については、省略する。

第4 評定は、検査復命書の工事成績評定表によって行うものとする。

(評定表の作成等)

第5 監督職員は、当該検査の日までに工事概要書を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、監督職員の評点と自己の評点を加えた総評点を算定し、工事成績評定表を作成するものとする。